

(2) 特別障害者手当(国の制度)

最重度の心身障がい者に支給される手当です。

対象者	20歳以上の人で著しく重度の心身障がい等があり、日常生活において常時特別の介護を必要とする人 ※「著しく重度の障害」とは、基本的に重度の障害が重複している状態です。ただし、単一の障害でも、その状態が「著しく重度の障害」と同程度と認められるときは対象となります。
支給できない場合	対象者の方でも以下の状態に該当する場合は支給することはできません。 ・ 障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの施設に入所したとき （有料老人ホーム等は除く） ・ 3か月以上継続して病院に入院、介護老人保健施設に入所したとき ・ 対象者本人・配偶者・扶養義務者の所得が所得制限限度額をこえたとき ・ 障がいの程度が認定基準に定める程度に該当しないと判定されたとき
手当額	月額 27,300円（令和4年4月1日現在） ※手当額は国の基準により各年度で改正があります。
支給月	2月・5月・8月・11月※各月10日（その日が土・日・祝日である場合、直前の平日に支給）
手続きに必要な書類等	(1) 診断書（所定の様式） *発行後2か月以内のもの (2) 身体障害者手帳または療育手帳（所持している方のみ） (3) 対象者本人名義の預金通帳 (4) 年金額・年金の種類分かる書類（年金受給者のみ） (5) 個人番号（マイナンバー）の提示が必要《詳細は最終ページをご参照ください》
受付場所	市役所障害福祉課 各支所 東部・西部保健福祉センター、各連絡所（今市除く）

《お問い合わせ》 障害福祉課

(3) 障害児福祉手当(国の制度)

最重度の心身障がい児に支給される手当です。

対象者	20歳未満の人で重度の心身障がい等があり、日常生活において常時の介護を必要とする人
支給できない場合	対象者の方でも以下の状態に該当する場合は支給することはできません。 ・ 肢体不自由児施設、障害者支援施設等に入所したとき ・ 公的年金を受けるようになったとき ・ 対象児本人・配偶者・扶養義務者の所得が所得制限限度額をこえたとき ・ 障がいの程度が認定基準に定める程度に該当しないと判定されたとき
手当額	月額 14,850円（令和4年4月1日現在） ※手当額は国の基準により各年度で改正があります。
支給月	2月・5月・8月・11月※各月10日（その日が土・日・祝日である場合、直前の平日に支給）
手続きに必要な書類等	(1) 診断書（所定の様式） *発行後2か月以内のもの (2) 身体障害者手帳または療育手帳（所持している方のみ） (3) 対象児本人名義の預金通帳 (4) 個人番号（マイナンバー）の提示が必要《詳細は最終ページをご参照ください》
受付場所	市役所障害福祉課 各支所 東部・西部保健福祉センター、各連絡所（今市除く）

《お問い合わせ》 障害福祉課

【特別障害者手当・障害児福祉手当の所得制限限度額表】

(円)

扶養親族等の数	本人(対象者(児))		配偶者及び扶養義務者	
	収入額(目安)	所得額	収入額(目安)	所得額
0人	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1人	5,656,000	3,984,000	8,586,000	6,536,000
2人	6,132,000	4,364,000	8,799,000	6,749,000
3人	6,604,000	4,744,000	9,012,000	6,962,000
4人	7,027,000	5,124,000	9,225,000	7,175,000
5人	7,449,000	5,504,000	9,438,000	7,388,000

【特別児童扶養手当の所得制限限度額表】

(円)

扶養親族等の数	本人(父母または養育者)		配偶者及び扶養義務者	
	収入額(目安)	所得額	収入額(目安)	所得額
0人	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
1人	6,862,000	4,976,000	8,586,000	6,536,000
2人	7,284,000	5,356,000	8,799,000	6,749,000
3人	7,707,000	5,736,000	9,012,000	6,962,000
4人	8,129,000	6,116,000	9,225,000	7,175,000
5人	8,546,000	6,496,000	9,438,000	7,388,000

※6人目以降は、1人につき本人の場合38万円、配偶者及び扶養義務者の場合21万3千円を上記所得額に加算。

※扶養親族等が所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族であるときは本人の場合10万円、配偶者及び扶養義務者の場合(扶養親族等が1人の場合を除く)6万円、特定扶養親族等であるときは本人の場合のみ25万円を上記所得額に加算。

※判定所得額は、所得から控除を差し引いた額になります。

- ・所得…総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、長期・短期譲渡所得の金額(特別控除後)、先物取引に係る雑所得等の金額 など
- ・控除…社会保険料相当額(手当の種類や本人、配偶者等によって異なる)、雑損控除額、医療費控除額、配偶者特別控除額、障害者控除額、ひとり親控除額 など